

千葉県立病院 患者の権利・義務憲章（案）

千葉県立病院では、医療とは患者さんと医療提供者とが互いの信頼関係に基づき、協働してつくり上げていくべきものであると考えています。

また、「患者さん中心の医療」の理念のもとに良質で安全な医療を提供し、信頼され安心して受診できる県立病院を目指しております。

これらの実現のために患者さんの基本的な権利を明確にし、これを尊重すると同時に、患者さんに守っていただきたい義務についても定め、ここに「患者の権利・義務憲章」として制定します。

『患者さんの権利』

医療は、患者さんと医療提供者との信頼関係の上に成り立つもので、その中心はあくまでも患者さんであり、従って、患者さんには次のような権利があります。

1. 平等かつ公平に医療を受ける権利

疾病の種類、社会的立場等に関わらず、すべての人には良質な医療を平等かつ公平に受ける権利があります。

2. 個人として尊重される権利

個人としてその価値観を尊重され、一人の人間として尊厳をもって接遇されるとともに、自らの意見を述べる権利があります。

3. 十分な説明と情報提供を受ける権利

病気、検査、治療、危険性、他の治療方法や見通しなどについて、理解しやすい言葉や方法で、十分な説明と情報の提供を受ける権利があります。

また、医療費や公的支援制度などについての説明を受ける権利もあります。

4. 自らの意思で選択・決定する権利

自らの受ける検査や治療方法などについて、説明を受けた上で、自分の意思で選び決定する権利があり、一方で、希望しない医療を拒否したり、医療機関を選択したりする権利があります。そのために、カルテを

含む診療情報の開示やセカンド・オピニオン*を求めることができます。

5. 自分の情報を承諾なくして第三者に開示されない権利

(プライバシー保護)

自身の身体や病気をはじめとするすべての個人情報及びプライバシーを守られる権利があります。

『患者さんの義務』

医療は、協働作業であり、患者さんの主体的な参加の上に成り立つものであるため、患者さんには次のような義務があります。

1. 正確な情報を提供するとともに、疾病や医療を十分理解するよう努力する義務

医師をはじめとする医療提供者に、自らの心身あるいは生活について必要な情報をできるだけ正確に知らせるとともに、納得できるまで質問するなどして自らの疾病や医療について十分理解するよう努力する義務があります。

2. 医療に積極的に取り組む義務

検査や治療について、納得し合意した方針には意欲を持って取り組む義務があります。

3. 快適な医療環境づくりに協力する義務

すべての患者さんが快適な環境で医療が受けられるよう、病院内での規則と病院職員の指示を守る義務があります。

また、社会的なルールを尊重し、他の患者さんのプライバシーなどの権利に配慮することや、医療費を適正にお支払いいただくことも要求されます。

*用語(注)

「セカンド・オピニオン」

診断や治療方法等について、主治医以外の医師の意見を求めること。

「患者の権利及び義務に関する憲章」の策定について(経緯)

1. 背景

平成16年度において、病院局を設置した際に定めた病院局の基本理念の中で「医療を受ける人を中心にした医療提供」を掲げている。

その理念を具現化するため、中期経営計画において「患者サービスの向上」のための施策として「患者の権利・義務の明確化」を掲げ、「患者の権利及び義務に関する憲章」を制定することとした。

日本医療機能評価機構による病院機能評価の評価項目にも、「患者の権利に関する方針が明確であること」が盛り込まれている。

他都道府県立病院を見ても、東京都、大阪府、兵庫県などで県立病院全体としての憲章が策定されているほか、個々の病院ごとに患者の権利に関する憲章を制定する動きが広がっている。

2. 検討の流れ

「患者の権利及び義務に関する憲章」検討会議における検討

ア. 検討会議の設置

- ・ 憲章案を検討するため、病院局内に、検討会議を設置した。
- ・ 検討会議の構成は、以下のとおりで、各病院から多様な職種の構成員が参加し、様々な角度からの議論が行われる形とした。

座長：小林救急医療センター長

副座長：松本東金病院看護部長

構成員：三谷がんセンター栄養科長 H18.4～ 館崎診療部長

橋本精神科医療センター生活療法科長

尾出こども病院副看護部長

鈴木循環器病センター薬剤部長

西原佐原病院事務局副主幹(医事担当) H18.4～ 片野栄養科長

H18.4～ 千葉川比リハビリテーションセンター事務局大高班長(ワザバー)

イ. 検討状況

- ・ 平成17年度中に、他の制定例等について情報収集を行うとともに、2回の検討会議を開催し、検討を進めた。
- ・ 検討の結果、「素案」を取りまとめた。
「特色」・・・「権利」を明らかにする一方で「義務」も規定した。

策定までのスケジュール等

県立病院共通の憲章として制定するものであり、素案に対する各病院の意見、個々の職員の意見を聞いたうえで、一般県民、外部有識者の意見も聞きながら、成案とすることとした。

・素案を経営会議に報告し、了承を得た。・・・3月22日

法律の専門家の意見を聞いた上で、「最終案」とすることとした。

千葉大法経学部・嶋津教授を外部委員に委嘱

・各病院に「素案」を送付。・・・・・・・3月27日

職員への周知。意見の受け付け。特に、意見提出なし

H18. 4月26日 第3回検討会議

法律の専門家(嶋津教授)が出席。その意見を踏まえた「最終案」を決定

H18. 5月17日 施設長会議への報告 「最終案」として確定

H18. 5～6月 憲章(案)の公表

パブリック・コメントの実施(～6月)

・・・ホームページ上で公開し、県民の意見を求めた。

パブリック・コメントによる県民からの意見・・・1件(次葉のとおり)

H18. 7月 「県立病院運営懇談会」への報告

H18. 8月 「患者の権利及び義務に関する憲章」の決定・公表

「千葉県立病院 患者の権利・義務憲章(案)」に提出された意見と県の考え方

提出意見: 1件(山武郡・男性)

いただいたご意見については、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

意見の概要	県の考え方
<p>「千葉県立病院 患者の権利、義務憲章(案)に対する意見」として、以下の8つの施策を提案します。</p> <p>・<u>施策1「県内にある病院との連携」</u></p> <p>県立病院と民間医療機関との連携をとることで、搬送患者の持病の事前把握等により、最善の治療が受けられるシステムを体系化することで、基本的人権を尊重した施策になると考えます。住基ネット等の情報システムを活用することも重要であると考えます。</p> <p>・<u>施策2「自分の病状をシュミレーションできるシステム」</u></p> <p>例えば、自分の病気の進行により、どのような病気を引き起こすのか、シュミレーションすることで、改めて自分の病状がいかに深刻な問題かを認識できる点が、このシステムの優位性です。しかし、このシステムを開発するには、いろいろな患者の病状を把握するといったアルゴリズムを構築しなくてはいけないため、莫大な資金がかかる部分が致命傷でもあります。</p> <p>・<u>施策3「患者が医師の診療に対する評価制度」</u></p> <p>診療を受ける際に、親身になって医師が診療を行えるシステムを構築し、医師が患者の意見を率直に受け止め、医師が患者主体の診療を行うという、医師としての道徳心を日々持たせることが患者主体の医療施設として、診療システムの効率化につながると考えます。</p> <p>・<u>施策4「患者の意思を尊重するNPO団体の活動拠点を推進するシステム」</u></p> <p>例えば、病院で入院生活していると、行動範囲が決められてしまうので、NPO団体のノウハウを生かして限られたスペースの中で、患者さんがやりたいことをできるだけ尊重できるシステムを体系化する事も基本的人権の尊重の一部として重要な施策であると考えます。</p> <p>・<u>施策5「医師の相性を加味した患者主導型医療システム」</u></p> <p>例えば、医師と患者の間との性格などの不一致で、患者が医師に対して自分の病状をなかなか言えない場合もあるので、自分の病状をはっきり言える診療システムに改善することで、患者の人権を尊重するとことにつながると考えます。(カウンセリング形式で行うことが理想的)</p> <p>・<u>施策6「民間ドラッグストアーとの情報収集システム」</u></p> <p>市販の薬の購入状況を把握することで地域特有の病状を把握でき、その地域の特有の医療機関を設けることで、効率の良い医療機関として機能すると考えます。</p> <p>・<u>施策7「テレビ電話などを活用した診療システム」</u></p> <p>仕事などで医療機関になかなか行けないという方も多いことから、例えば、テレビ電話を活用した診療システム改革を行うことも重要であると考えます。</p> <p>・<u>施策8「医療機関の特徴を明記した診療機関の格付け制度」</u></p> <p>患者が自分の病状を把握したうえで、自分が診療してもらいたい医療機関を格付けすることで、患者の意思を尊重した医療現場のシステムを構築し、患者の基本的人権を尊重でき、また、医療機関においても、格付け評価されるため、患者主体への医療現場の意識改革が可能だと考えます。</p>	<p>ご意見の趣旨は、「千葉県立病院 患者の権利・義務憲章(案)」において、表明した「患者さんの権利の尊重」を具体的に推し進めるうえで、取るべきと考えられる施策についてご提案をいただいたものと思います。</p> <p>県といたしましても、「憲章(案)」の趣旨を踏まえて、患者さんの権利の尊重に向けた具体的取組を推進していくこととしており、その際の参考とさせていただきます。</p>